

2025(令和7)年度以降における「多子世帯の大学等授業料等無償化」及び「高等教育の修学支援新制度の学業要件適正化」について

1. 多子世帯の大学等授業料等無償化（こちらは『高等教育の修学支援新制度』です）

2025(令和7)年度より『高等教育の修学支援新制度』が拡充され、要件を満たす多子世帯の学生に対して、大学等の授業料・入学金を国が定める一定額(私立大学の場合、年間最大70万円)まで減免(無償)とする旨が文部科学省から発表されました。

※授業料が全額無償化される制度ではございませんので、ご注意ください。

【対象者】

学部生(大学院生は対象外)

【高等教育の修学支援新制度について】



制度内容については、以下をご参照ください。

本学 HP: https://www.tohoku-mpu.ac.jp/admission/ad_scholarship/

文部科学省 HP: https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

【多子世帯の大学等授業料等無償化について】

文部科学省から提示されている詳細は、以下のとおりです。

- ◆ [高等教育の修学支援新制度 多子世帯の大学等授業料等無償化の概要](#) 
- ◆ [多子世帯の大学等授業料等無償化に係る FAQ](#) 

※本制度の募集は3月下旬頃にホームページ及びメールにて案内する予定ですので、今しばらくお待ちください。

2. 高等教育の修学支援新制度における学業要件の適正化

高等教育の修学支援新制度では、採用後も支援を継続して受けるためには、学業要件(学修意欲と学修成果)を満たす必要があります。

この学業要件について、2025(令和7)年度から新たな学業要件を適用されます。

新しい要件は以下をご参照ください。

【学業要件の変更について】

- ◆ [「高等教育の修学支援新制度」の学業要件について](#) 

文部科学省 HP: https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm